

国自整第52号の2  
令和2年5月25日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



指定自動車整備事業者における騒音計の検定について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

国自整第52号  
令和2年5月25日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

### 指定自動車整備事業者における騒音計の検定について

指定自動車整備事業者が備えている自動車検査用機械器具のうち、指定自動車整備事業規則第2条第2項に規定される騒音計について、今般のコロナウイルス感染症の影響により、一般財団法人日本品質保証機構における検定を受けるため、一部地域において郵送等による対応が必要となるために相応の期間を要し、その間、当該事業者において機器を備え置いていない期間が発生することが判明した。

自動車の近接排気騒音等の保安基準適合性の判断については、聴覚等適切な方法により容易に判定することができるとき以外にあっては、音量計又は騒音計により判定を行っているところである。

については、上記事業者に係る騒音計の取扱いを別途通知するまでの間、下記のとおりとしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遗漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

騒音計が必要と判断される保安基準適合性の判定は、他事業者等が保有している音量計又は騒音計（校正期限又は検定期限が有効な機器に限る。）を一時的に借用する等により使用しても差し支えないものとする。